

令和5年（行ノ）第37号 行政上告受理申立て事件

申立人 野川等、木村日出夫、瀬尾ジョージ恒雄、白石知恵、白石由貴、白石明、
岩村匡斗、今井清

相手方 国

上告受理申立て理由書

2023（令和5）年4月28日

最高裁判所 御中

申立人代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

第1 理由要旨（上告受理申立て事件）

1 最高裁判所の判例と相反する判断があること

（1）平成17年9月14日最高裁判所大法廷判決及び令和4年5月25日最高裁判所大法廷判決との相反する判断

ア 立法裁量と審査基準について

原審判決は、憲法10条の文言（「法律でこれを定める」）を根拠に国会の立法裁量を極めて広くとらえ、日本国籍を本人の意思に反してでも喪失させる国籍法11条1項（国籍はく奪条項）の憲法適合性を極めて緩い基準を用いて審査し、合憲とした。

しかし、在外邦人選挙権制限違憲訴訟及び在外邦人国民審査権確認等請求訴訟の二つの最高裁判所大法廷判決は、同じく「法律でこれを定める」と規定された国会議員の選挙に関する事項（憲法47条）と最高裁判所裁判官の国民審査に関する事項（憲法79条4項）に関して、国民主権の原理に基づき、主権者としての権利の行使の制約は原則として許されないとして、国会の定めた法律を違憲であると判断した。

憲法が等しく「法律でこれを定める」とする事項のうち、国政選挙権及び国民審査権についてはその行使を立法により制約することは国民主権原理により原則として許されないとしながら、主権者たる地位であるとともにそれらの権利の基礎であり土台であり、憲法上のすべての基本的人権保障の土台でもある日本国籍の保持を立法により制約（剥奪）することは国民主権原理に反しないとした原審判決は、上記二つの最高裁判所の判例と相反する。

（2）昭和37年11月28日最高裁判所大法廷判決との相反する判断

原審判決は、法律の不知による日本国籍の喪失に対するセーフガードがない国籍法11条1項を合憲とした。

しかし、第三者所有物没収事件の最高裁判所大法廷判決（昭和37年11月28日、昭和30年（あ）第2961号）は、単なる財産権についてさえ法律

による没収（喪失）には告知、弁解、防禦の機会が必要とした。

主権者としての資格であり財産権にとどまらぬすべての基本的人権の保障の土台となる日本国籍を法律により剥奪する（喪失させる）際にはセーフガードは不要であるとした原審判決は、この点でも最高裁判所の判例と相反する。

2 法令の解釈に関する重要な事項を含むこと

本件では国籍法11条1項と同条項に関する憲法の下記条項の解釈が争点となっており、いずれも法令の解釈に関する極めて重要な事項である。

- (1) 国籍法11条1項は本人の意思に反してでも日本国籍を喪失させる規定か。
- (2) 憲法10条は日本国籍の喪失・剥奪についても広い立法裁量を認めるのか。
- (3) 憲法22条2項は、海外に移住しない自由や日本国籍を離脱しない自由という不作為の自由も保障するのか。
- (4) 「複数国籍の発生防止」と「国籍変更の自由の保障」という立法目的は密接に関連するのか。
- (5) 現実に生じておらず将来的に生じる見込みもなく、生じたとしても対処法が確立している複数国籍の弊害のおそれを防止するために、本人の意思に反してでも日本国籍を喪失させることが憲法上許されるのか。
- (6) 国籍法11条1項が「法律の不知」による日本国籍喪失に対するセーフガードを設けていないことは憲法31条の適正手続保障に違反しないのか。
- (7) 国籍法が、国籍法11条1項の対象者にのみ「法律の不知」による日本国籍喪失に対するセーフガードを設けていないことや、選択の機会（国籍法14条）を設けていないことは憲法14条1項の平等原則に違反しないか。

第2 別紙について

別紙の構成は下記のとおりである。詳細なもくじは別紙冒頭に記載する。

(別紙の概要)

- 第1章 別紙の目的と構成
- 第2章 本件の概要と要点
- 第3章 国籍剥奪条項である
- 第4章 複数国籍と「国籍唯一の原則」の関係について
- 第5章 国籍法11条1項の立法目的
- 第6章 国籍法11条1項の制度的問題点
- 第7章 憲法原理と日本国籍
- 第8章 憲法22条2項による「日本国籍を離脱しない自由」の保障
- 第9章 憲法10条 日本国籍の喪失と立法裁量
- 第10章 憲法31条と日本国籍剥奪
- 第11章 日本国籍を剥奪する法律の違憲審査基準
- 第12章 国籍法11条1項の違憲審査
- 第13章 憲法14条1項違反（1）複数国籍の発生場面における差別
- 第14章 憲法14条1項違反（2）家族関係や経済生活、社会生活が国境を超えてしまったという社会的身分（社会生活上継続的に占める地位）に基づく、幸福追求権の享受についての差別
- 第15章 国家賠償請求 立法不作為
- 第16章 まとめ
- 第17章 違憲判断の必要性和適切性

なお、別紙のほかに、テーマ別に情報を整理した下記の資料を附録として付す。

- 資料1 現憲法下における日本国籍
- 資料2 日本国籍喪失・剥奪に関連する学説、地裁・高裁判決の評釈
- 資料3 アイデンティティと日本国籍
- 資料4 複数国籍と日本国憲法
- 資料5 国の主張する「複数国籍の弊害」の検討と整理

資料6 関連年表（国籍法制）

資料7 関連年表（政府見解等）

以上